

道路交通法

順風法律事務所 弁護士 松村 武 / 弁護士 依田 知

今回の道路交通法施行規則の一部改正（令和4年4月1日および同年10月1日施行）は、自家用自動車（いわゆる「白ナンバー車」）を使用する事業所において、安全運転管理者が従来から課されていた運転者に対する酒気帯びの有無を確認する義務規定（道路交通法74条の3第2項、同法施行規則9条の10）をより明確化するものです。

したがって、今回の改正が適用されるのは、自家用自動車を使用する事業所のうち、安全運転管理者を選任しなければならない事業所に限定されることに注意が必要です。

※ 以下、単に「法」とするものは道路交通法を、「則」は道路交通法施行規則を指します。

1 概要

本年は、4月1日と10月1日の2度にわたり、改正道路交通法施行規則が施行されます。今回の改正により、自家用自動車を一定台数以上使用する事業所においては、事業所の運転者に対する酒気帯びの有無を確認・記録するとともに、その確認方法として目視による方法のほかアルコール検知器を使用することが義務付けられることになりました。

2 安全運転管理者制度

本改正の前提として、運転者に対する酒気帯びの有無を確認する等の義務が新たに課されるのは、自家用自動車（いわゆる「白ナンバー車」）を一定台数以上使用しており、安全運転管理者（法74条の3第1項）を選任しなければならない事業所に限定されます。

（1）安全運転管理者制度とは

安全運転管理者制度とは、自家用自動車を一定台数以上使用している事業所において、自動車の使用者（自動車の運行を総括的に支配する地位にあり、使用者責任を負う者。多くの場合事業主を指す）が安全運転管理者と呼ばれる運転者の安全運転のために必要な業務を行わせる者を選任し、事業所全体における安全運転の確保を図るための制度です（法74条の3各項）。

（2）安全運転管理者等

自動車の使用者は、以下のいずれかに該当する各事業所において、安全運転管理者や、それに加えて安全運転管理者の業務を補助する副安全運転管理者を選任しなければなりません（法74条の3第1項および第4項）。

(安全運転管理者を選任する必要がある場合)

- ・自動車運転代行業者である
- ・自家用自動車を5台以上使用している
(大型自動二輪車・普通自動二輪車
(50ccを超えるもの)は0.5台として
換算)
- ・乗車定員11人以上の自家用自動車を1
台以上使用している

(副安全運転管理者を選任する必要がある場合)

- ・自家用自動車を20台以上使用している
- ※副安全運転管理者は、20台ごとに1人選
任する必要がある。
例) 20台～39台：1人、40台～59台：2人

(3) 安全運転管理者等の届出

使用者は、安全運転管理者等を選任した場合、下記条件をいずれも遵守して選任した旨を届け出る必要があります。

- (1) 届出は選任から15日以内
- (2) 必要書類の準備 (①安全運転管理者等
選任届出書／②戸籍抄本または本籍の記
載のある住民票の写し(届出日から遡っ
て3カ月以内に発行されたもの)／③運
転免許証の写し／④運転記録証明書)

- ※ ④運転記録証明書は自動車安全運転セ
ンターで発行している(有料)。届出日か
ら遡って1カ月以内に発行された過去3
年間または5年間のものを提出すること。
- ※ 届出は、自動車を使用する本拠を管轄
する警察署の交通課窓口にて直接提出す
る方法のほか、令和4年1月4日より「警
察行政手続サイト」における電子申請が
可能となった。

(4) 安全運転管理者の業務

安全運転管理者は、その管理下の運転者
に対し、運転者の適性の把握、運行計画の

作成、交替運転者の配置、異常気象時等の
措置、点呼および日常点検、運転日誌の備
付け、安全運転指導の業務を行う義務のほ
か、本改正で新たに、酒気帯びの有無の確
認および記録の保存義務が明確に課される
ことになりました。

(5) 安全運転管理者等講習

安全運転管理者および副安全運転管理者
は、日々の安全運転管理業務に加え、年に
1度、公安委員会が開催する安全運転管理
者等講習を受講しなければなりません(法
108条の2第1項1号、74条の3第8項)。

法定講習の受講時間は6時間程度で、途
中退席ができません。事前に送付される講
習通知書に記載されている開催場所および
日程をあらかじめ確認し、無理のないスケ
ジュールを組む必要があります。

受講に際しては、講習通知書のほか、安
全運転管理者証(副安全運転管理者証)、
受講申出書および講習手数料(4,500円程
度)を持参します。細かな受講方法等は各
自治体によって異なるため、適宜問い合
わせてください。

3 改正後の変更点

従前の施行規則では、以下の通り、安全
運転管理者に対し、運転前において運転者
が飲酒により正常な運転をすることができ
ないおそれがあるかどうかを確認すること
等が義務付けられていました。

<改正前>
則9条の10

法第74条の3第2項の内閣府令で定
める業務は、次に掲げるとおりとする。

(略)

- ⑤ 運転しようとする運転者に対して

点呼を行う等により、道路運送車両法第47条の2第2項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。

(参考) 道路交通法74条の3第2項

安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務…で内閣府令で定めるものを行わなければならない。

しかし、改正前の規定は、運転者の運転後において酒気帯びの有無を確認することや、その確認内容を記録することに関してはどのような取扱いとすべきかが明文で規定されていませんでした。また、酒気帯びの有無について確認する具体的方法に関しても明文がなく、運行管理者（道路運送法および貨物自動車運送事業法に定められた者をいう）に課された義務との相違が大きい規定となっていました。

そのような問題点とともに、近年多発する飲酒運転による人身事故の状況を踏まえ、自動車を一定数以上保有する使用者に義務付けられている安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図るとともに、乗車前後におけるアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認の促進等、安全運転管理者業務の内容の充実を図ることを目的とし、今回の改正が実施されるに至りました。

則9条の10の該当部分は、本年4月1日および10月1日の改正により、順次、以下

の通りとなります(改正前の同5号から「飲酒」の文言が削除、同号に続いて6号および7号が新たに創設)。

<改正後 (令和4年4月1日施行)>

則9条の10

法第74条の3第2項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

(略)

- ⑤ 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第47条の2第2項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。
- ⑥ 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認すること。
- ⑦ 前号の規程による確認の内容を記録し、及びその記録を1年間保存すること。

<改正後 (令和4年10月1日施行)>

則9条の10

法第74条の3第2項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

(略)

- ⑤ 同上
- ⑥ 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公

安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。)を用いて確認を行うこと。

- ⑦ 前号の規程による確認の内容を記録し、及びその記録を1年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

(参考) 国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める国家公安委員会告示第63号

国家公安委員会が定めるアルコール検知器は、「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器」と定める。

今回の改正は、これまでも安全運転管理者に課されていた運転者の酒気帯びの有無を確認する義務の内容を明文化、厳格化することで、改めて安全運転管理者制度を見直す機会を設けるとともに、交通安全の確保および飲酒運転の根絶を図ることをねらいとしています。

4 その他留意点

(1) 他の事業所における酒気帯びの有無の確認

安全運転管理者は、自動車を使用される

【執筆者略歴】

松村 武（まつむら たけし）

弁護士。早稲田大学法学部卒業。著書『自分で解決！交通事故の損害計算と示談交渉のテクニック』、『自分でできる遺産分割調停・審判の進め方』（いずれも日本法令、共著）

依田 知（よだ さとる）

弁護士。一橋大学法学部卒業、首都大学東京（現東京都立大学）法科大学院修了。第二東京弁護士会環境保全委員会都市交通部会員。

本拠となる事業所ごとに選任する必要がある（法74条の3第1項）、原則として、当該自動車の使用者は、当該事業所で選任した安全運転管理者をして酒気帯びの有無を確認する必要があります。

しかし、例外として、①同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、②当該他の自動車の使用の本拠となる事業所において運転者が運転を開始し、または終了する場合には、③他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、④測定結果を電話その他の運転者と直接対話できる方法で所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯びの有無を確認したものととして取り扱うことができます。

(2) 安全運転管理者以外の者による確認

安全運転管理者の不在時など、安全運転管理者本人による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者または安全運転管理者の業務を補助する者に、運転者に対する酒気帯びの有無の確認を行わせることは差し支えありません。

参考1 改正道路交通法施行規則対応 最終チェックリスト

| 項目 | ✓ |
|--|---|
| 1. 安全運転管理者の選任・届出 | |
| <p>安全運転管理者の選任義務があるか確認したか？</p> <p>→使用者（多くの場合、事業主）は、下記条件のいずれかに該当する事業所ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転代行業者である ・自家用自動車（白ナンバー車）を5台以上使用している ・乗車定員11人以上の自家用自動車を1台以上使用している | |
| <p>副安全運転管理者の選任義務があるか確認したか？</p> <p>→使用者は、各事業所において使用する自家用自動車の台数が20台以上の場合、安全運転管理者のほか、副安全運転管理者を選任しなければならない</p> <p>※自動車運転代行業者の場合は、随伴用自動車10台ごとに1人選任する必要がある</p> | |
| <p>（選任義務がある場合）安全運転管理者は資格要件を満たしているか？</p> <p>→安全運転管理者として選任されるためには、以下の資格要件をいずれも満たす必要がある</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 年齢が20歳以上（副安全運転管理者が必要な場合は30歳以上）である (2) 自動車の運転の管理に関し2年（公安委員会が行う教習を終了した者は1年）以上の実務経験がある、または公安委員会にそれと同等以上の能力があると認定されている (3) ひき逃げ、飲酒（酒酔い・酒気帯び）運転、無免許運転、妨害運転、酒酔い・酒気帯び運転に関し車両・酒類の提供または車両への同乗行為等の違反をしたことがない、または違反がある場合は違反の日から2年が経過している | |
| <p>（選任義務がある場合）副安全運転管理者は資格要件を満たしているか？</p> <p>→副安全運転管理者として選任されるためには、以下の資格要件をいずれも満たす必要がある</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 年齢が20歳以上である (2) 自動車の運転の管理に関し1年以上の実務経験がある、または自動車の運転経験の期間が3年以上である、あるいは公安委員会にそれと同等以上の能力があると認定されている | |
| <p>（選任義務がある場合）安全運転管理者等の届出が適切に行われているか？</p> | |
| 2. 改正後の実務対応 | |
| <p>運転者に対する酒気帯びの有無の確認が適切に行われているか？</p> <p>→安全運転管理者は、運転者の運転前（出勤時や運転業務開始前）、および運転後（運転業務終了後や退勤時）に、下記のいずれかの方法で運転者に対する酒気帯びの有無の確認を行う必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、運転者の顔色、呼気において、応答の声の調子等を、対面で確認する ・対面での確認が困難な場合は、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させううえで、安全運転管理者がカメラやモニター等を通して運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する ・運転者の顔色等を確認すること自体が困難な場合は、携帯電話、業務無線その他運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる | |
| <p>運転者に対する酒気帯び確認の内容の記録が適切に行われているか？</p> <p>→安全運転管理者は、運転者に対する酒気帯び確認を行った場合、以下の各事項をいずれも記録する必要がある（32ページ参考2「運転者状況の確認記録簿」参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 確認者 (2) 運転者 (3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号または識別ができる記号・番号等 (4) 確認の日時 (5) 確認の方法（アルコール検知器の使用の有無、対面でない場合の具体的方法等） (6) 酒気帯びの有無 (7) 運転者への指示事項 (8) その他必要な事項 | |
| <p>その他、本改正に関する事業所の心構えが適切に身についているか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業所に設置するアルコール検知器に関しては、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足りる。特段の性能上の要件は問わない（アルコールを検知して原動機（エンジン）が始動できないようにする機能を有するものなどでも可） ・アルコール検知器は正常に作動し、故障がない状態で保持する。取扱説明書に基づいた適切な使用・管理・保守を心がけ、定期的な故障の有無を確認する ・安全運転管理者講習等の機会を通じてアルコール検知器の使用方法を事前に確認しておくことで、改正後の円滑な業務遂行を図る | |

参考2 運転者状況確認記録簿

営業所 運転者確認状況記録簿

年 月 日 ()

| 運転者名 (車両番号) | 運転前 (出勤時または運転業務開始前) | | | | 運転後 (退勤時または運転業務終了後) | | | | | | | |
|------------------|---------------------|------------------------|--------------------------|-------------------|-----------------------|-----|-------|------------------------|--------------------------|-------------------|-----------------------|-----|
| | 確認時刻 | 確認方法 | アルコール使用(心臓器) | 運転者の過労・病気等 有・無 | 運転者への指示事項 その他必要な事項 | 確認者 | 確認時刻 | 確認方法 | アルコール使用(心臓器) | 運転者の過労・病気等 有・無 | 運転者への指示事項 その他必要な事項 | 確認者 |
| () | 時 : 分 | 対面 電話 その他 () | <input type="checkbox"/> | 有・無 | 問題なし () 問題あり | | 時 : 分 | 対面 電話 その他 () | <input type="checkbox"/> | 有・無 | 問題なし () 問題あり | |
| () | 時 : 分 | 対面 電話 その他 () | <input type="checkbox"/> | 有・無 | 問題なし () 問題あり | | 時 : 分 | 対面 電話 その他 () | <input type="checkbox"/> | 有・無 | 問題なし () 問題あり | |
| () | 時 : 分 | 対面 電話 その他 () | <input type="checkbox"/> | 有・無 | 問題なし () 問題あり | | 時 : 分 | 対面 電話 その他 () | <input type="checkbox"/> | 有・無 | 問題なし () 問題あり | |
| () | 時 : 分 | 対面 電話 その他 () | <input type="checkbox"/> | 有・無 | 問題なし () 問題あり | | 時 : 分 | 対面 電話 その他 () | <input type="checkbox"/> | 有・無 | 問題なし () 問題あり | |
| () | 時 : 分 | 対面 電話 その他 () | <input type="checkbox"/> | 有・無 | 問題なし () 問題あり | | 時 : 分 | 対面 電話 その他 () | <input type="checkbox"/> | 有・無 | 問題なし () 問題あり | |
| () | 時 : 分 | 対面 電話 その他 () | <input type="checkbox"/> | 有・無 | 問題なし () 問題あり | | 時 : 分 | 対面 電話 その他 () | <input type="checkbox"/> | 有・無 | 問題なし () 問題あり | |

(/) 頁